

北海道農地中間管理機構事業等補助金交付事務取扱要領（平成26年4月1日付け経営第2160号 農政部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行	変更理由
<p>北海道農地中間管理機構事業等補助金交付事務取扱要領 北海道農政部長通知</p> <p>制定 平成26年4月1日付け経営第2160号 改正 平成27年4月23日付け経営第156号 改正 平成28年4月21日付け経営第168号 改正 平成29年5月17日付け経営第263号 改正 平成31年4月23日付け経営第162号 改正 令和4年6月3日付け経営第239号 <u>最終改正 令和5年 月 日付け経営第 号</u></p> <p>第1 事業の目的 農地中間管理機構事業は、担い手への農地集積と集約化を支援することにより、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を図ることを目的とする。 なお、本事業の実施に関しては、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めによるものとする。</p> <p>第2～5 [略]</p> <p>附則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成27年4月23日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成28年4月21日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成29年5月17日から施行し、平成29年4月3日から適用する。</p>	<p>北海道農地中間管理機構事業等補助金交付事務取扱要領 北海道農政部長通知</p> <p>制定 平成26年4月1日付け経営第2160号 改正 平成27年4月23日付け経営第156号 改正 平成28年4月21日付け経営第168号 改正 平成29年5月17日付け経営第263号 改正 平成31年4月23日付け経営第162号 最終改正 令和4年6月3日付け経営第239号</p> <p>第1 事業の目的 農地中間管理機構事業は、担い手への農地集積と集約化を支援することにより、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を図ることを目的とする。 なお、本事業の実施に関しては、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めによるものとする。</p> <p>第2～5 [略]</p> <p>附則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成27年4月23日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成28年4月21日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成29年5月17日から施行し、平成29年4月3日から適用する。</p>	<p>要綱名の修正</p>

附則

この要領は、平成31年4月23日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附則

この要領は、令和4年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年 月 日から施行し、令和5年4月3日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月23日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附則

この要領は、令和4年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

改正後			現行		
(別表1) [略]			(別表1) [略]		
(別表2)			(別表2)		
事業区分	補助対象経費	補助対象経費の説明	事業区分	補助対象経費	補助対象経費の説明
農地中間管理機構事業 借受農地管理等事業	賃料	[略]	農地中間管理機構事業 借受農地管理等事業	賃料	[略]
	保全管理経費	[略]		保全管理経費	[略]
	研修用の農業用ハウスの資材費	[略]		研修用の農業用ハウスの資材費	[略]
	研修用の農業用ハウスの設置費	[略]		研修用の農業用ハウスの設置費	[略]
農地中間管理機構運営事業	謝金	[略]	農地中間管理機構運営事業	謝金	[略]
	旅費	[略]		旅費	[略]
	事務等経費	第3の1の事業を実施するために必要な印刷製本費、通信運搬費、タブレットの端末管理ツール費、借受・貸付希望者宣伝費（第3の1の事業で機構が行うものに限る。）、雑役務費（手数料、自動車損害保険料（第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限る。）等）、借上費（会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料）、事務所等使用料（負担金）、消耗品、賃金・報酬・給料（臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、機構職員の時間外労働に応じた対価）、職員手当等（臨時的に雇用した者、機構職員の役職員に係るものに限る。）、共済費（臨時雇用者、職員等の賃金・報酬・給料に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）、労働者派遣料、弁護士相談料（第3の1の事業で機構が支払うものに限る。）及び市町村等（機構法第19条第1項に規定する「市町村等」をいう。）に対する農用地利用集積等促進計画の原案作成に係る協力金（第3の1の事業で機構が支払うものに限る。）		事務等経費	第3の1の事業を実施するために必要な印刷製本費、通信運搬費、タブレットの端末管理ツール費、借受・貸付希望者宣伝費（第3の1の事業で機構が行うものに限る。）、雑役務費（手数料、自動車損害保険料（第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限る。）等）、借上費（会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料）、事務所等使用料（負担金）、消耗品、賃金・報酬・給料（臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、機構職員の時間外労働に応じた対価）、職員手当等（臨時的に雇用した者、機構職員の役職員に係るものに限る。）、共済費（臨時雇用者、職員等の賃金・報酬・給料に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）、労働者派遣料、弁護士相談料（第3の1の事業で機構が支払うものに限る。）及び市町村等（機構法第19条第1項に規定する「市町村等」をいう。）に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金（第3の1の事業で機構が支払うものに限る。）
備品費	第3の1の事業を実施するために必要な貨客	備品費	第3の1の事業を実施するために必要な貨客	農地集積・集約化等対策事業実施要	

	兼用自動車、事務用机、椅子、書庫ロッカー（第3の1の事業で機構が購入するものに限る。） 注：貨客兼用自動車の購入は、当該自動車をレンタル又はリースにより、借り上げる場合と比較して有利な場合に限る。
委託費	[略]
公課費	印紙税及び自動車重量税（ <u>第3の1の(2)</u> の事業で取得した自動車に係るものに限る。）
測量費	[略]
予納金	[略]
その他の経費	[略]
遊休農地解消緊急対策事業	[略]

別記第1-1号様式～別記第4号様式 [略]

	兼用自動車、事務用机、椅子、書庫ロッカー <u>及びタブレット</u> （第3の1の事業で機構が購入するものに限る。） 注：貨客兼用自動車の購入は、当該自動車をレンタル又はリースにより、借り上げる場合と比較して有利な場合に限る。
委託費	[略]
公課費	印紙税及び自動車重量税（ <u>本</u> 事業で取得した自動車に係るものに限る。）
測量費	[略]
予納金	[略]
その他の経費	[略]
遊休農地解消緊急対策事業	[略]

別記第1-1号様式～別記第4号様式 [略]

網の改正に基づく文言の修正及び補助対象経費の削除